

記者発表

平成24年度第1回四国地方整備局コンプライアンス・アドバイザー  
委員会の議事概要及び平成24年度四国地方整備局コンプライアンス  
推進計画の変更について

平成24年12月4日に、平成24年度第1回四国地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会が開催されましたので、議事概要についてお知らせします。

また、四国地方整備局では、当委員会により取りまとめられた意見を踏まえ、本日、「四国地方整備局コンプライアンス推進本部」会議において、「平成24年度四国地方整備局コンプライアンス推進計画」の変更を行いました。

- 「平成24年度第1回四国地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会の議事概要」  
別添のとおり
- 「平成24年度四国地方整備局コンプライアンス推進計画」（変更）  
別添のとおり

平成24年12月17日  
四国地方整備局

【委員会議事概要についてのお問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局  
主任監査官 三枝 茂樹（内線2114）  
TEL 087-851-8061

【推進計画についてのお問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 総務部  
適正業務指導官 岡田 一良（内線2225）  
TEL 087-851-8061

## 平成24年度第1回四国地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会の 議事概要について

標記の委員会について、以下のとおり開催されましたのでお知らせします。

○開催日時 平成24年12月4日（火）10時～12時

○開催場所 高松港旅客ターミナルビル 6階大会議室

### ○出席委員

委員長	宍戸 栄徳	香川大学大学院地域マネジメント研究科教授
委員	小竹 望	香川高等専門学校建設環境工学科教授
〃	近藤 光男	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授
〃	藤本 智子	弁護士
〃	三野 靖	香川大学法学部教授

（委員は五十音順）

### ○議事概要

1. 委員長の選任
2. 平成24年度コンプライアンス推進計画及び取組状況等の事務局説明
3. 平成24年度コンプライアンス推進計画及び取組状況等の審議
4. 委員長による委員会意見の取りまとめ

### ○委員長による委員会意見の取りまとめ

#### ◇特に具体的に取り組むべき点

各委員から活発に意見を言っていたので、網羅的に申し上げることはしない。  
次の点について特に具体的に組みんでいただきたい。

・コンプライアンス・ミーティング、講習会等について、個人がどれに出席したか、どのように受けとめたかについて、きちんと把握できる体制をとっていただきたい。

そのために、例えばチェックシートを記名で提出して記録を出席状況などとともに保存していただきたい。

・個人の自覚を促すために、宣誓書については印刷されたものに署名するのではなく、全て自筆で作成して提出するようにしていただきたい。

※「特に具体的に取り組むべき点」を踏まえて「平成24年度コンプライアンス推進計画」を変更

## ◇委員会の運営について

・国（局）の委員会等については、我々はどうしても行政の側のお膳立ての中で委員会に出てきているという側面があり、今回のような非常に深刻な事態に対応するには、きちんと委員会として実質的に機能できるような体制をとっていただきたい。

そのためには、委員それぞれがバラバラに意見を言うような体制ではなく、委員会の前や後で委員だけで少しでも自由に議論ができるような機会を作るなどしていただきたい。また、そこでデータなどの情報が必要であれば、提出に協力していただきたい。

・今回の高知の事案に関して、個人の資質等にも関わるところは感じられるが、特に委員としては、職員が実際に職務をしている状況が良く分からない。委員が事務所等に向きどのような状況で職務を行っているかについて実地調査ができるよう、配慮をお願いしたい。

## ○各委員の意見概要

・コンプライアンス・ミーティングについて、職員個人個人の参加状況について把握しているのか。こういうものについて、ある程度自由度があると、出る者はいつも出るが、出ない者はさっぱり出ないような状況がある。

職員の個人の資質なのかシステムなのかというところは、非常に大事なことだと思う。個人の資質に関わるところは少なからずあると思うが、そういうことであれば、特にそういう者については、コンプライアンス・ミーティング等に、きちんと参加しているのかチェックする体制が必要ではないのか。

・講習等をどれぐらい理解したかの効果を計るため、あるいは職務上の都合で講習等に出席できない職員のために、eラーニングのシステムを導入することが可能ではないかと思われる。それによって、最後にどれぐらい理解しているかというようなことについてチェックし、例えばこの職員は同じ間違いを繰り返していることから、少々考え方が甘いんじゃないか等が把握できるのではないか。四国地方整備局だけでは難しいかもしれないが、省全体で考えるなど何か対応を検討していただきたいと思っている。

・コンプライアンスミーティングの職員個人の出席率の把握については、今回の高知の事案により、今は平時ではないので、少なくともここ2年とか3年は徹底してやらないといけないのではと思っている。例えば、そういうところに出てこない者というのは、本当に忙しいというのかもしれないが、心の隅でやましいから来ていないというパターンがあると思う。そういうものをきちんと把握して、指導して出席させるなどできないか。事務所の幹部級の職員で来ていない者がいるとすれば、それ自体が問題。そのあたりは、当面はきちんと個人毎に把握し、それを踏まえて人事評価に反映させることをしないと徹底しないのではないかとと思っている。

・宣誓書に記名ということだが、宣誓書全てをペンで自筆し、一人一人が肝に銘じるぐらいの事を是非していただきたい。

・コンプライアンスのチェックシートを行うこと自体はよいと思うが、その中でも「コンプライアンス全般に反するおそれのある行為を見過ごしてはいませんか？」という最後の項目が一番大事だと思っている。もし、ここにチェックが入らないようなものがあると、何かおかしいのじゃないかなと思っている職員がいると考えられる。事務所の中で職員の意識を掌握していくためにもチェックシートは記名で回収していただきたい。ただし、記名ではなかなか最後の項目にチェックを入れにくい場合もあるので、もしどうしても記名で書きにくいのであれば、必ずしも必須化しないということもあっていいと思う。

・今回の高知の事案は、不思議に思うところがたくさんあって、どうして周りの人達が気付かなかったのかと感じている。実務担当者などの職員から、言えなかった理由、気付けなかった理由、こういうシステムがあれば言うことができた、などといった意見を聞いてみたいと思う。

不祥事を起こした職員がどのようなペナルティを受けるのか、具体的に損害賠償請求がどの人までされるのか、実際の損害賠償請求の裁判の判決等の資料により教育することで、職員に認識してもらうことが必要であると考えます。そうすることで他人事でなくなり、大事にならずに済むのではないかと思います。

・入札方式の改良で業者だけの談合が非常に難しい状況になると、従来よりも更に巧妙な形で、職員に対する不正な働きかけが起こる可能性があると思う。そのあたりも十分検討して対応策を考えていただきたい。

・コンプライアンスの取組にあたっては、外部ではどのような取組をされているか、指導者だけでなく、一般の職員も知りうる機会を作っていただきたい。組織によってそれぞれ組織風土があり、自分達が当たり前だと思っていたことが、当たり前でない場合があるため、コンプライアンスの取組にあたっては、外部ではどのような取組をしているかについて参考にすることが必要であると思う。

・応接場所の可視化について、現在、事務所の幹部に個室が割り当てられている状況となっているが、副所長に個室を用意する必要があるのかというところから見直していくべきではないかと思う。

・外部の監視体制というのは限界があるという前提で、外部でできることは何か、そのために外部の監視体制はどうあるべきかということと、内部の監視体制で行うことは何かということとは、分けて考える必要がある。

・なぜ人はルールを守らないかというときに、一つにはそもそもルールを知らない、二つ目は知っていても中身をよく理解していない、三つ目は理解しているけれど個人的に納得していない、四つ目は納得はするけれど誰も守っていない、五つ目は守らなくても罰せられない、という五つの段階がある。

今回の場合は、新聞報道を見ていると、「建設業界のためにはしようがなかった（納得していない）」という部分と、「歴代副所長がずっとやってきた（納得はするが誰も守っていない）」という部分である。形式的ではなく、そういう根本の部分で踏まえた対策、そこに焦点をあてたコンプライアンスの取組をやっていくことが必要である。

・今回の高知の件では、どこか心労があったのではないか、そういうときに自発的に心を打ち明けるところがやはり必要なのではないかと考える。カウンセラーはあるのだが、こうなってしまったということは、一般論としてうまく機能していないのかも知れない。心の悩み事や、また自分だけでなく、周りが見てこれはおかしいと気が付く場合も含めて、くみ取れるものがあればいいと思う。

・行動チェックでは、「私の」と書いているが、例えば事務所を客観的にみたときに、これでいいのか、私はOKだけどちょっと周りを見たらおかしいぞ、というものも引き上げるようにすればいいのではないか。

・例えばミーティングを毎月であるとか、頻度を決めてそれを達成した結果、参加した職員、指導者のコンプライアンスに係る認識が深まって行動にも現れてくるという効果は当然あると思うが、認識の度合いであるとか意識改革に相当するところをなるべく何か数値的なもので表現しないと、なかなか効果を検証することは難しい。

認識の度合いを数値化するのは非常に難しいとは思いますが、それぞれの職員が、どの程度理解して、指導的なことも含めて十分な行動ができるかどうかという点を、できるだけ数値的なもので目標設定できれば、目標に向かっているかどうかをモニタリングすることもでき、効果が分かりやすくなるのではないか。

・具体的な数値で認識の度合いであるとか、行動、適性を表現するというのは難しいが、そのようなことを職員各自が自己評価できるようなアンケート票を作成し提出等を義務づけるような形でやれば、そこから何か見えてくるのではないか。

# 平成24年度四国地方整備局コンプライアンス推進計画

平成24年11月19日

平成24年12月17日変更

## コンプライアンス推進の強化について

### 1 幹部職員のコンプライアンス遵守の徹底

#### (1) 幹部職員は、就任の都度、法令遵守の宣誓を行う……………【新規】

幹部職員は、就任の都度、「コンプライアンス宣誓」を全て自筆で作成のうえ提出する。（別紙1参照）

現職員については、平成25年1月4日付けで提出する（同日に出勤していない場合は、直近の出勤日に提出）。

各部・各事務所のコンプライアンス指導者は、幹部職員の異動の都度、責任を持って対応し、提出された「コンプライアンス宣誓」を保管する。また、提出された「コンプライアンス宣誓」の写しを、その都度、総務部適正業務指導官に送付する。

対象者：本局：課長・室長以上の管理職

事務所：副所長以上

### 2 職員の意識改革

#### (1) コンプライアンス講習会を実施……………継続

① 事務所の管理職等（係員、係長以外の者）及びダム管理所の職員を対象とするものについては、本局の適正業務指導官及び港政調整官が各事務所等に出向いて、コンプライアンス講習会を開催する。

② 事務所の係員、係長を対象とするものについては、各事務所のコンプライアンス指導者がブロック内の他の事務所に出向いて、コンプライアンス講習会を開催する。

なお、②を受講できなかった職員は、今後開催予定である①を受講させる。

③ 本局職員を対象とするものについては、適正業務指導官、港政調整官等を講師としてコンプライアンス講習会を開催する。

#### (2) 談合に関わった場合の懲戒処分、損害賠償請求等について周知徹底……………継続

コンプライアンスに関する研修、講習会において、発注者綱紀保持、倫理規程、官製談合防止法、国家公務員法、懲戒処分、損害賠償請求、刑罰等に関する講義を実施し、コンプライアンスについて周知徹底を図る。特に入札談合等関与行為を行った場合の厳しいペナルティ（懲戒処分、損害賠償請求等、刑罰等）については、必ず習得させる。

#### (3) コンプライアンス・ミーティングを全職員に毎月1回以上実施の徹底……………継続

職員相互間でコンプライアンスに関する意見交換を行うことによる関係法令の遵

守及び法令の背後にある社会的要請に応える意識の涵養を目的に、コンプライアンス・ミーティングを毎月1回以上実施する。

原則として所属職員全員が参加して、具体的な事案に即して、一人一人の理解が深まるような工夫を行う。また、判断の難しい事案については、上司や本局職員に相談していくことが定着する取組の工夫を行う。

コンプライアンス・ミーティングの出席率向上の取組として、出席率の低かった所属においては毎月複数回の実施や、欠席者について他の課のコンプライアンス・ミーティングへ参加させる等の工夫により、原則として所属職員全員が参加できるよう努める。

**(4) 全ての研修において、コンプライアンスに係る講義を実施……………継続**

四国地方整備局で実施している全ての研修のカリキュラムに、コンプライアンスに関する講義を可能な限り取り入れる。

**(5) 幹部職員を対象とする会議（事務所長会議等）において、秘密情報の漏洩防止を徹底（毎年1回以上）……………継続**

職務上知り得た秘密の保持は職員の責務であることから、毎年1回以上は幹部職員を対象とする会議等の場で、秘密情報の漏洩防止の徹底を図る。

**(6) パソコン立ち上げ時のコンプライアンス遵守メッセージの表示……………【新規】**

職員のコンプライアンスに関する意識の徹底を図るため、全職員を対象として、行政パソコンの立ち上がり時に、コンプライアンス遵守メッセージを表示させる。  
(別紙2参照)

**(7) 幹部職員は、人事評価（業績評価）において、コンプライアンス徹底について自己の研鑽及び所属職員への指導を目標に掲げる……………【新規】**

人事評価制度では能力評価項目の一つとして、倫理に関し評価することになっているが、幹部職員は平成24年10月期の業績評価の目標設定より、職務遂行における行動及び結果についてはコンプライアンスを遵守すること、及び所属職員についてもコンプライアンスの徹底について指導することを、目標として掲げる。

対象者：本局：課長・室長以上の管理職  
事務所：副所長以上

業績評価の目標の修正・追加等にあたっては、評価者と被評価者間で「目標の修正・追加等」について認識の共有化を図り、変更後の評価シートを各部・各事務所の人事評価担当まで提出する。

**(8) 各職員がコンプライアンスの行動を毎月チェック……………【新規】**

各職員がコンプライアンス遵守についての行動チェックを毎月実施することで、コンプライアンス意識の徹底を図る。(別紙3参照)

コンプライアンス・ミーティングの実施後等において、コンプライアンスの行動チェックを実施し、記名のうえ各所属長を通じてコンプライアンス指導者まで提出する。

また、現段階の行動チェックシートは、全職員に共通する項目であるため、各部署等において追加することを可とする。

なお、チェック項目が多い、同じチェックシートでは効果が出ないと判断される場合は、適宜チェック項目を調整することを可とする。

### **(9) コンプライアンス講習会、コンプライアンス・ミーティングへの参加状況を職員ごとに記録……………【新規】**

各職員ごとのコンプライアンスへの意識、取組状況を把握するため、コンプライアンス講習会、コンプライアンス・ミーティングへの参加状況を記録・保存する。

## **3 事務所に対する指導等の充実・強化**

### **(1) コンプライアンス・ミーティングの運営について、各事務所の取組を**

**支援・指導……………継続**

コンプライアンス・ミーティングの企画やコンプライアンス講習会の開催を独自に行うなど、事務所における自律的な取組を促進するとともに不適切行為の未然防止と早期かつ適切な対応を図るため、毎年4月に本局でコンプライアンス指導者を養成するための講習会を開催する。

### **(2) 各事務所のコンプライアンス指導者の資質向上……………継続**

コンプライアンス・ミーティングのテーマや効果的な実施方法、講習会の開催及び相談しやすい窓口などを検討するとともに、コンプライアンス指導者としての資質向上を図るため、近隣事務所によるブロックごとにコンプライアンスに関する勉強会を、ブロックワーキングとして開催する。

本局及びコンプライアンス指導者間でコンプライアンスに関する情報共有を行い、指導者としての役割の明確化と指導者能力の向上を図る。

## **4 発注者綱紀保持の徹底**

### **(1) 職員に対し発注者綱紀保持規程の周知徹底……………継続**

国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るため、関係法令の遵守はもとより、四国地方整備局発注者綱紀保持規程について周知徹底する。

### **(2) 事業者及び事業者団体に対し、発注者綱紀保持規程等の周知依頼を徹底 継続**

現在、事業者及び事業者団体に対し、発注事務に係る綱紀保持に関する取組として、

○本局ホームページに、有資格業者を対象とした発注者綱紀保持の取組についての



### 協力依頼の掲載

- 執務室の入口等に、執務室への入室にあたっての協力依頼の掲示
  - 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に、四国地方整備局における発注者綱紀保持の取組への協力依頼文の同封
  - 事業者団体との各種意見交換会等で、四国地方整備局における発注事務に係る綱紀保持の取組等を周知
- を実施している。

今回の談合事案を受け、平成24年11月に事業者団体へ四国地方整備局における「発注事務に係る綱紀保持に関する取組等」について、会員各社への周知を依頼し、発注者綱紀保持規程への、理解と協力を求める。（別紙4参照）

## 5 発注担当職員が事業者と対応する際のルールの徹底

(1) 事業者との対応について、受付カウンター等オープンな場所で、原則、複数の職員により対応すること……………継続

(2) 個室での1人での応接の禁止徹底……………継続

(3) 応接場所の可視化……………【新規】

事業者等との対応は、受付カウンター等オープンな場所で行うこととなっており、対応場所としてふさわしいか否かについては、「第三者から応接状況が確認できる状況」であるかを個別に判断する必要がある。事業者等との対応を適切に行うため会議室、個室、応接室等について調査を実施し、応接場所の可視化を検討する。

(4) 外部からの不当な働きかけや口利きに対しては、組織として毅然とした対応をとる……………継続

四国地方整備局発注者綱紀保持規程第12条により、職員は事業者等又は四国地方整備局以外の国土交通省職員若しくは他府省の職員等から不当な働きかけと思料する行為を受けたときには、その者に対して、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるよう努める。

組織として受けとめ、組織として毅然とした対応するため、速やかに所属長等を経由し、所属部長等に報告する。

不当な働きかけについては、公表を行う。

## 6 コンプライアンス相談・報告窓口の周知と適正な運用……………継続

コンプライアンス相談・報告窓口について、職員への周知に工夫を凝らし、窓口設置の趣旨が活かされる取組を進める。

また、相談・報告があった場合には、「コンプライアンス相談・報告窓口の対応フロー」に基づき迅速かつ的確な対応を行う。

**7 内部監査の強化・充実**.....**継続**

一般監査において、コンプライアンスの取組状況及び入札契約関係文書の管理等を重点監査事項に位置付け監察強化を図る。

また、必要に応じ臨時的な監査等を実施する。

※ 「平成24年度におけるコンプライアンスの取り組み方針について」(平成24年2月2日)についても継続する。(別紙5参照)

## コンプライアンス宣誓

私は、

- ・法令遵守を行うとともに、国民全体の奉仕者であることを自覚し、国民に差別的取扱いをせず、常に公正な職務の執行に当たります
- ・法令遵守の姿勢を明らかにし、コンプライアンスを先頭に立ち取り組みます
- ・常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のために用いません
- ・権限の行使に当たっては、国民の疑惑や不信を招くような行為をしません
- ・職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組みます
- ・勤務時間外においても、常に公務の信用を念頭に置いて行動します
- ・四国地方整備局の信頼の回復に努めます

以上をかたく誓います。

平成 年 月 日

所 属  
役 職  
氏 名



## 『コンプライアンス五箇条』

四国地方整備局

- 一、常に国民の視線で、全ては国民のために
- 一、見て見ぬふり、かばう行為はしない
- 一、誤った誘い・要求に乗らず、法律に従う
- 一、過ちが起きても隠さず、即対応を
- 一、四国地方整備局への信頼を高めよう

私のコンプライアンス行動チェック

所属・氏名		チェック実施日	
		チェック項目	チェック
1	サービス関係	遅刻等をせず勤務時間を守り、勤務時間中は職務に専念していますか？	
2		勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動していますか？	
3		性的発言や行動で、周りの職員等に不快感を与えていませんか？	
4		法令及び規則等を遵守し、常に国民の目線で常識的な行動が取れていますか？	
5		守秘義務に違反していませんか？	
6	・倫理法 倫理規程 関係	国民全体の奉仕者であることを自覚し、国民に差別的取扱いをせず、常に公正な職務の執行に当たっていますか？	
7		常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のために用いないようにしていますか？	
8		権限の行使に当たっては、国民の疑惑や不信を招くような行為をしないようにしていますか？	
9		職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組んでいますか？	
10		勤務時間外でも、常に公務の信用を念頭に置いて行動していますか？	
11		利害関係者から金品等の贈与を受けていませんか？	
12		利害関係者から金銭の貸付けを受けていませんか？	
13		利害関係者から無償で物品等の貸付けや役務の提供を受けていませんか？	
14		利害関係者から未公開株式を譲り受けていませんか？	
15		利害関係者から供給接待を受けていませんか？	
16		利害関係者と共に遊技・ゴルフや旅行をしていませんか？	
17		利害関係者に要求して第三者に対して金品等の贈与等の行為をさせていませんか？	
18		利害関係者に該当しない事業者等から、程度を超えて供給接待又は財産上の利益の供与を受けていませんか？	
19		飲食代等のつけ回しをしていませんか？	
20	発注者綱紀保持規程関係	発注事務に関し、国民の疑惑を招く行為をしていませんか？	
21		発注事務に係る関係法令を遵守していますか？	
22		事業者等には公平かつ適正に接するとともに、国民の疑惑や不信を招かないようにしていますか？	
23		発注者綱紀保持規程に反する行為を知った場合には、発注者綱紀保持担当者(内線88-2225)又は発注者綱紀保持担当弁護士に報告していますか？	
24		事業者等からの不当な働きかけに対しては、拒絶し直ちに所属長等へ報告していますか？	
25		家族に知られても恥ずかしくない行動をしていますか？	
26		発注者綱紀保持規程に反する恐れのある行為を見過ごしてはいませんか？	

私のコンプライアンス行動チェック

所属・氏名	チェック実施日	チェック項目	チェック
27		事業者等との対応は、受付カウンター等オープンな場所で複数であるなど、発注者綱紀保持規程を遵守していますか？	
28		発注事務に関する秘密を発注事務に関係していない職員等に教示若しくは示唆等をしていませんか？	
29		秘密に関する書類の持ち出し等を行っていませんか？	
30		秘密の漏洩防止のため、受付カウンター設置など執務室の環境整備が行われていますか？	
31	コミュニケーション関係	普段から職員同士のコミュニケーションが図られるよう心掛けていますか？	
32		職員間の朝夕の挨拶ができていますか？	
33		仕事や職場の悩みについて、上司・同僚等に相談をしていますか？	
34		上司の方は、部下の業務及び勤務の状況を把握するよう気を配っていますか？	
35		仕事の悩みを一人で抱え込んでいませんか？	
36	情報セキュリティ	個人情報の管理はパソコンデータ、携帯電話についても適正に行われていますか？	
37		不審なメールは開かないようにしていますか？ また、複数の外部の方へ一括メールする場合において、BCCにメールアドレスを入力するなどし個人情報にあたるメールアドレスがメールを受けた当事者以外に漏れないようにしていますか。	
38		許可なくUSBメモリによる情報持ち出しや、他のパソコンから取り出したUSBメモリをつないでいませんか？	
39		業務上関係のないWebサイトを閲覧していませんか？	
40		四国地方整備局情報セキュリティポリシーを遵守していますか？	
41	その他	著作権や特許権など知的財産を侵害しないようにしていますか？	
42		業務請負契約の車両管理員、担当技術者等に直接、指示・命令をしていませんか？	
43		業務請負契約の車両管理員、担当技術者等の方を職員と同じ名簿等に記載をするなど、派遣法に抵触する行為をしていませんか？	
44		国民との対応は、電話や面談にかかわらず言葉遣いに気をつけ、意見等をよく聞いていますか？	
45		庁舎等の国有財産や物品（パソコン、事務機器等）を私的な事に使用していませんか？	
46		飲酒運転、スピード違反等の交通3悪はもとより安全運転義務違反にも該当する運転をしていませんか？	
47		コンプライアンス全般に反する恐れのある行為を見過ごしてはいませんか？	

国四整適第 号  
平成 年 月 日

建設業関係団体の長 殿

四国地方整備局長

## 四国地方整備局における発注事務に係る綱紀保持の取組について（協力依頼）

国土交通行政につきましては、平素からご理解とご協力を賜りありがとうございます。

今般、当整備局事務所発注の一般土木工事に関し、公正かつ厳正に職務を行うべき職員が入札関連情報を漏洩したとして、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（以下「官製談合防止法」という。）に基づく改善措置要求等が公正取引委員会から国土交通大臣に対してありました。

国土交通省においてはこれまでも、水門設備工事及び車両管理業務に関し、それぞれ官製談合防止法に基づく改善措置要求を公正取引委員会から受けており、今回が3回目の改善措置要求となります。このため、公正取引委員会からは、改善措置要求に併せて、省全体としての改善措置を求める「要請」も受けているところです。

当整備局は、こうした事態を重く受け止め、公共工事等に対する国民の信頼回復を図るため、今後一層の厳正な綱紀の保持に努めて参ります。

発注事務については、従来より国民の疑惑を招くことのないよう、「四国地方整備局発注者綱紀保持委員会」を設置し、「四国地方整備局発注者綱紀保持規程」及び「発注者綱紀保持マニュアル」を制定することにより、「法令遵守」及び「綱紀保持」に努めているところですが、今般の事態を踏まえ、改めて、四国地方整備局における発注事務に係る綱紀保持の取組について、ご理解・ご協力をいただけるようお願いいたします。

つきましては、誠に勝手ながら、別添資料を貴団体の会員各社の皆様に周知いただきますようご協力をお願いいたします。

# 発注事務に係る綱紀保持に関する取組について

国土交通省では、直轄鋼橋上部工事発注における大規模な談合事件の発生を踏まえた「一般競争の拡大」や「発注者綱紀保持委員会の設置」等再発防止対策を図ってきたところですが、当整備局事務所発注の一般土木における談合事件について平成 24 年 10 月に、公正取引委員会から国土交通大臣に対して、官製談合防止法に基づく改善措置要求等がありました。

当整備局は、こうした事態を重く受け止め、失った公共工事等に対する国民の信頼回復を図るため、発注事務に係る今後一層の厳正な「法令遵守」及び「綱紀保持」に努めて参ります。

つきましては、改めて、四国地方整備局における発注事務に係る綱紀保持の取組について、ご理解・ご協力をいただけるようお願いいたします。

## 1. 主な取組

- (1) 「四国地方整備局発注者綱紀保持委員会」の設置
- (2) 「四国地方整備局発注者綱紀保持規程」の制定
- (3) 「発注者綱紀保持マニュアル」の制定
- (4) 職員へのコンプライアンスに徹底を図るための研修・講習等の実施
- (5) 発注担当職員が業者と応対する際の厳格なルールの整備※

※・事業者等との応接に当たっては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応。

・秘密の漏洩防止を図るため、執務室への自由な出入りが制限されている旨を掲示等により周知。

- (6) 「四国地方整備局コンプライアンス推進本部」及び「四国地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」の設置

## 2. 有資格業者等への周知のための取組

- (1) 四国地方整備局HPに、「有資格業者のみなさまへ」を掲載し、四国地方整備局における発注者綱紀保持の取組についてのご理解とご協力をお願いしています。



15

**有資格事業者のみなさまへ**

四国地方整備局

国土交通省においては、平成17年5月の直轄鋼橋上部工事の発注における大規模な談合事件の発生を踏まえた、「一般競争の拡大」や「発注者綱紀保持委員会の設置」等再発防止対策を図ってきたところですが、平成24年10月に、当整備局事務所発注の一般土木工事に関し、公正かつ厳正に業務を行うべき職員が入札選定過程を濫用したとして、官製談合防止法に基づく改善措置要求等が公正取引委員会から国土交通大臣に対してありました。

国土交通省においてはこれまでも、水門設備工事及び車両管理業務に関し、それぞれ官製談合防止法に基づく改善措置要求を公正取引委員会から受けており、今回が3回目の改善措置要求となります。このため、公正取引委員会からは、改善措置要求に併せて、着命体としての改善措置を求める「要請」も受けているところです。

当整備局は、こうした事態を重く受け止め、公共工事等に対する国民の信頼回復を図るため、今後一層の厳正な綱紀保持に努めて参ります。

四国地方整備局では、外部からの有識者の参加を得て、「四国地方整備局発注者綱紀保持委員会」を開催、調査審議を終了後、「**四国地方整備局発注者綱紀保持規程**」（以下「規程」という）を平成18年4月に制定し、さらに、この規程の運用方法、具体的事項等を定めた「**発注者綱紀保持マニュアル**」を平成19年9月に作成し、監理員全職員が一丸となって、国民の疑念を招くことのないよう、発注事務に係る「**法令遵守**」及び「**綱紀保持**」に努めているところです。

具体的には、「事業者等との応接に当たっては、**原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応**すること（規程第5条）や、「不当な働きかけ」に対しては、**不審な働きかけの内容及び対応状況について、随時又は定期的**に公表すること（規程12条）、また、「執務室」について、秘密の漏洩の防止を図るため、**掲示等により執務室への自由な出入りが制限されている旨を周知**すること（規程第13条）などの取組を行っています。

また、今後、コンプライアンス推進の強化のため「四国地方整備局コンプライアンス推進本部」及び「四国地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」を設置いたします。

**有資格業者の皆様におかれましては、四国地方整備局における発注者綱紀保持の取組について、ご理解を賜るとともに、ご協力いただけるようお願いいたします。**

- 四国地方整備局発注者綱紀保持規程
- 発注者綱紀保持マニュアル

（問い合わせ先）

国土交通省四国地方整備局  
香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎  
TEL (087) 851-8061 (代表)  
発注者綱紀保持担当者  
総務部 適正業務推進官 岡田 一良(おかだ かずよし) (内線2225)



- (2) 執務室の入口等に「ご来庁のみなさまへ」を掲示し、適正な業務執行等へのご理解とご協力をお願いしています。

### ご来庁の皆様へ

国土交通行政につきましては、平素からご理解・ご協力をいただきありがとうございます。適正な業務運営のため、以下の点についてご理解、ご協力をお願い致します。

- ・御用の方は、執務室内のお近くの職員へお申し出下さい。
- ・無断での執務区域内への立ち入りはご遠慮下さい。
- ・名刺は、備え付けの「名刺受」にお入れ下さい。

四国地方整備局  
〇〇部〇〇課長

- (3) 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に、「有資格業者のみなさまへ」を同封し、四国地方整備局における発注者綱紀保持の取り組みについてのご理解とご協力をお願いしています。

### 有資格業者のみなさまへ

国土交通省四国地方整備局

国土交通省においては、平成17年5月の直轄橋樑上部工事の発注における大規模な競争事件の発生を踏まえ、「一般競争の拡大」や「発注者綱紀保持委員会の設置」等再発防止対策を図ってきたところですが、平成24年10月に、当整備局事務所発注の一般土木工事に関し、公正かつ厳正に職務を行うべき職員が入札関連情報を漏洩したとして、官製談合防止法に基づく改善措置要求等が公正取引委員会から国土交通大臣に対してありました。

国土交通省においてはこれまでも、水門設備工事及び車両管理業務に関し、それぞれ官製談合防止法に基づく改善措置要求を公正取引委員会から受けており、今回が3回目の改善措置要求となります。このため、公正取引委員会からは、改善措置要求に併せて、省全体としての改善措置を求める「要請」も受けているところです。当整備局は、こうした事態を重く受け止め、公共工事等に対する国民の信頼回復を図るため、今後一層の厳正な綱紀の保持に努めてまいります。

四国地方整備局では、外部からの有識者の参加を得て、「四国地方整備局発注者綱紀保持委員会」を開催、調査審議を経た後、「四国地方整備局発注者綱紀保持規程」（以下「規程」という）を平成18年4月に制定し、さらに、この規程の運用方法、具体的事例等を定めた「発注者綱紀保持マニュアル」を平成19年3月に作成し、整備局全職員が一丸となって、国民の疑惑を招くことのないよう、発注事務に係る「法令遵守」及び「綱紀保持」に努めているところです。

具体的には、「事業者等との応対に当たっては、原則として受付カウンター等オープンな場所での複数の職員により対応すること（規程第5条）」や、「不当な働きかけに対して、不当な働きかけの内容及び対応状況について、随時又は定期的に公表すること（規程12条）」、また、「執務室について、秘密の漏洩の防止を図るため、視察等により執務室への自由な出入りが制限されている旨を周知すること（規程第13条）」などの取組を行っています。

また、今般、コンプライアンス推進の強化のため「四国地方整備局コンプライアンス推進本部」及び「四国地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会」を設置いたしました。

有資格業者の皆様におかれましては、四国地方整備局における発注者綱紀保持の取組について、ご理解を賜るとともに、ご協力いただけるようお願いいたします。

〇四国地方整備局発注者綱紀保持規程 (<http://www.skr.mlit.go.jp/send/kouki/kitei.pdf>)

〇発注者綱紀保持マニュアル (<http://www.skr.mlit.go.jp/send/kouki/manual.pdf>)

- ※ 国家公務員は国家公務員倫理規程により、利害関係者の負担による飲食及び物品等を受け取ることが禁じられています。また、贈答品を自宅等に送付いただいた場合は、そのまま返送することとなり、職員の負担となります。ご理解いただきますようお願いいたします。

(通知内容確認用)

## 有資格業者のみなさまへ

### 国土交通省四国地方整備局

国土交通省においては、平成17年5月の直轄鋼橋上部工事の発注における大規模な談合事件の発生を踏まえた、「一般競争の拡大」や「発注者綱紀保持委員会の設置」等再発防止対策を図ってきたところですが、平成24年10月に、当整備局事務所発注の一般土木工事に関し、公正かつ厳正に職務を行うべき職員が入札関連情報を漏洩したとして、官製談合防止法に基づく改善措置要求等が公正取引委員会から国土交通大臣に対してありました。

国土交通省においてはこれまでも、水門設備工事及び車両管理業務に関し、それぞれ官製談合防止法に基づく改善措置要求を公正取引委員会から受けており、今回が3回目の改善措置要求となります。このため、公正取引委員会からは、改善措置要求に併せて、省全体としての改善措置を求める「要請」も受けているところです。

当整備局は、こうした事態を重く受け止め、公共工事等に対する国民の信頼回復を図るため、今後一層の厳正な綱紀の保持に努めて参ります。

四国地方整備局では、外部からの有識者の参加を得て、「四国地方整備局発注者綱紀保持委員会」を開催、調査審議を経た後、「**四国地方整備局発注者綱紀保持規程**」（以下「規程」という）を平成18年4月に制定し、さらに、この規程の運用方法、具体的事例等を定めた「**発注者綱紀保持マニュアル**」を平成19年3月に作成し、整備局全職員が一丸となって、国民の疑惑を招くことのないよう、発注事務に係る「**法令遵守**」及び「**綱紀保持**」に努めているところです。

具体的には、「事業者等との応接に当たっては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応すること（規程第5条）」や、「不当な働きかけに対しては、不当な働きかけの内容及び対応状況について、随時又は定期的に公表すること（規程12条）」、また、「執務室について、秘密の漏洩の防止を図るため、掲示等により執務室への自由な出入りが制限されている旨を周知すること（規程第13条）」などの取組を行っています。

また、今般、コンプライアンス推進の強化のため「四国地方整備局コンプライアンス推進本部」及び「四国地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会」を設置いたします。

有資格業者の皆様におかれましては、四国地方整備局における発注者綱紀保持の取組について、ご理解を賜るとともに、ご協力いただけるようお願いいたします。

- 四国地方整備局発注者綱紀保持規程 (<http://www.skr.mlit.go.jp/send/kouki/kitei.pdf>)
- 発注者綱紀保持マニュアル (<http://www.skr.mlit.go.jp/send/kouki/manual.pdf>)

## 平成24年度におけるコンプライアンスの取り組み方針について

平成24年度における取り組みについては、発注事務に係る関係法令の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、引き続き内容の充実等に努めるとともに、継続的な取り組みを行っていくものとする。

また、昨年発生した倫理事案を受けた「コンプライアンスに関する現在の取り組み状況」における実施項目や今後の取り組み項目についても、継続した取り組みを行い、コンプライアンスの周知・徹底を図っていくものとする。特に事務所においては、コンプライアンス指導者の役割を明確にしたところでもあり、取り組みが自律的なものとなるよう指導を行う。

(※=線は新たな取り組み)

### 1. コンプライアンス指導者の養成

コンプライアンス・ミーティングの企画やコンプライアンス講習会の講師など、事務所における自律的なコンプライアンスの啓発及び不適切行為の未然防止と早期かつ適切な対応を図るため、本局各部及び各事務所においてコンプライアンス指導者として役割は重要となっている。このため、指導者としての養成を行っていくものとし、毎年度、4月に本局で講習会を開催する。

また、機会あるごとに講習会を開催するとともに、コンプライアンスに関する情報共有も図って、指導者としての資質向上に努めていくものとする。

### 2. コンプライアンス・ミーティングの実施

継続的な取り組みが必要であることから、昨年11月以降、本局各部及び全事務所の幹部会と各課において、毎月1回以上開催しているコンプライアンス・ミーティングを、引き続き着実に実施する。

特に、テーマの選定やミーティングの進め方などについては、事務所の自主的な取り組みにより実施されるよう指導する。

### 3. コンプライアンス・ミーティングのテーマの情報提供

本局においては毎月、業務に関連した身近な事例及び判断に迷う事例等の具体的なテーマでコンプライアンス・ミーティングを実施しているが、ミーティングの効率的な実施及び目線の統一を図るため、各事務所に本局で実施したコンプライアンス・ミーティングのテーマの情報提供を行っていくものとする。

### 4. コンプライアンス指導者の配置及び勉強会の開催

コンプライアンス・ミーティングのテーマの選定、ミーティングの効果的な実施方法、講習会の開催及び相談しやすい窓口などを検討するとともに、コンプライアンス指導者としての資質向上を図るため、近隣事務所によるブロックごとにコンプライアンスに関する勉強会を、ブロックワーキングとして開催する。

また、相談を受けた場合の対応方法などについても、議論や情報共有を行い事務所の相談窓口として、役割の徹底と指導者能力の向上を図るものとする。

#### 5. コンプライアンス相談窓口の拡充と周知

コンプライアンス相談窓口については、「外部窓口の拡充」「相談窓口の一元化」「匿名による相談」「相談者の保護及び秘密厳守」などを緊急的に実施したところであるが、より一層、通報及び相談しやすい窓口とするため、匿名でもメールで受付ができるシステムを構築し、導入するものとする。

また、拡充した相談窓口の周知についても、本局各部及び各事務所に情報提供及びイントラネットにコンプライアンス相談窓口を掲載することにより周知・徹底を図っているところである。今後も機会あるごとに周知を行うとともに、今年度末には公文書を発出して、来年度以降の窓口の拡充について周知を行う。

#### 6. コンプライアンスの取り組みへの指導

本局の適正業務指導官及び港政調整官により本局及び各事務所に出向いて、コンプライアンスに関する取り組み状況の確認及び指導を行うものとする。

#### 7. 四国地方整備局主催の研修での講義の開催及び充実

四国地方整備局で実施している研修のカリキュラムにコンプライアンスに関する講義を可能な限り取り入れるものとする。また、講義内容についても、従前より取り組んでいる、発注者綱紀保持規程の理解度の向上を目的とした講義とともに、コンプライアンス意識及び倫理に関する内容も取り入れた講義内容とする。

なお、講義内容は画一的なものとはせず、例えば、管理職Ⅱ研修（対象者は副所長）においては、倫理規程の遵守に係る部下への指導方法等を重点事項とするなど研修対象者に応じた重点事項を設定のうえ講義を行うこととする。

#### 8. コンプライアンス講習会の開催

事務所等において、自律的な取り組みが必要であることから、原則として、本局及び全事務所においてコンプライアンス指導者を講師として、コンプライアンス講習会を開催する。しかし、規模の小さい管理所など、指導者が講師を行うことが難しいところについては、従前どおり本局等の講師によるものとする。

また、係員、係長及び管理職等はそれぞれの役職において、コンプライアンスに関する知識の習熟度や取り組み意識等が異なることから、講義も対象者別の内容として行うこととする。

なお、講習会では、平成23年度のコンプライアンス講習会において実施した「発注者綱紀保持規程セルフチェック結果」等を踏まえ、発注者綱紀保持規程の内容のうち習熟度が低い箇所などを重点項目として講義を行うこととする。（参考3）

#### 9. 四国地方整備局コンプライアンス講習会の開催

コンプライアンスについて、四国地方整備局以外の方の考え方や取り組みを参考とすることにより一層の理解促進を図るため、他の行政機関及び民間企業等のコンプライアンス担当者等を外部講師とするコンプライアンス講習会を開催する。